

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和6年度
計画主体	大樹町

大樹町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名：大樹町農林水産課農政係
所在地：北海道広尾郡大樹町東本通33番地
電話番号：01558-6-2111（内線）274
FAX番号：01558-6-2115（直通）
メールアドレス：nousei-kakari@town.taiki.hokkaido.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には（代表）と記入する。
2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ヒグマ、エゾシカ、キツネ、ハシボソガラス、ハシブトガラス、ドバト、キジバト、アライグマ、タヌキ、タンチョウ、ゴマフアザラシ・ゼニガタアザラシ（以下、アザラシ類と表記）
計画期間	令和7年度～令和9年度
対象地域	大樹町（全域）

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和5年度）

鳥獣の種類	被害の現状			
	品目	被害数値		
		被害金額 (千円)	被害面積 (ha)	被害規模等
ヒグマ	小麦	1,020	3.6	-
	てん菜	429	0.61	-
	デントコーン	15,701	32.2	-
	牧草ロール	62	-	9個
エゾシカ	牧草	38,475	166.45	-
	小麦	1,871	6.6	-
	大豆	22	0.06	-
	小豆	4,374	5.355	-
	手亡	26	0.1	-
	てん菜	1,654	2.35	-
	スイートコーン	111	0.1	-
	デントコーン	27,598	56.6	-
	人参	1,294	0.5	-
	馬鈴薯	41,858	15.2	-
キツネ	そば	1,241	7.5	-
	小豆	490	0.6	-
	スイートコーン	111	0.1	-
アライグマ	牛	550	-	4頭
	スイートコーン	111	0.1	-
	牧草ロール	207	-	30個
キジバト ドバト	デントコーン	49	0.1	-

鳥獣の種類	飼料・配合飼料			
	品 目	被害数値		
		被害金額 (千円)	被害面積 (ha)	被害規模等
カラス	牧草ロール	1,042	-	151 個
	牛	4,510	-	19 頭
タンチョウ	デントコーン	244	0.5	-

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

<ヒグマ>

畑及び集落・市街地付近における目撃情報が多数寄せられており、小麦やてん菜、飼料作物の食害に加え、圃場周辺に出没し、農作業にも支障をきたしている。

<エゾシカ>

播種期から収穫期にかけて農作物や飼料作物の食害が多発しており、多額の農業被害が生じている。また冬期間の樹皮や苗木の食害、雄の角擦りによる森林被害も生じている。その他、道路への飛び出しによる交通事故も多発している。

<キツネ>

一年を通して牛舎周辺の飼料等の食害や、出産直後の成牛や仔牛を襲う被害が発生している。また市街地での出没も多発しており、糞による感染症発生の懸念がある。

<カラス>

一年を通してロールパックやサイレージの穴開け、家畜への攻撃による被害が発生している。また、市街地での群舞が確認されており、景観の悪化や糞害が発生している。

<ドバト・キジバト>

一年を通して牛舎周辺の飼料等の食害が発生している。また、牛舎に住み着くため、糞害による伝染病の蔓延が懸念される。

<アライグマ>

十勝全域で生息数が急上昇し、大樹町においてもほぼ全域で目撃情報が寄せられており、年々捕獲数が増加している。農作物やロールパックの食害が発生している。

<タヌキ>

大樹町においてほぼ全域で目撃情報が寄せられており、農作物の食害が発生しているが数字的に把握することが困難である。

<タンチョウ>

農作物の食害が発生している。特別天然記念物であることから捕獲を行うことは不可能であるが、対策を講じる必要がある。

<アザラシ類>

敷設された定置網に侵入し、漁獲物の食害が発生しているが数字的に把握することは困難である。

(注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。

2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標		現状値（令和5年度）	目標値（令和9年度）
対象鳥獣による農業被害	被害額	142,691 千円	135,556 千円
	被害面積	298.63 ha	283.69 ha

(注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。

2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕 獲 等 に 関 す る 取 組	<ul style="list-style-type: none">・大樹町鳥獣被害対策実施隊を編成し、巡回調査や追い払い、捕獲活動を行っている。・ヒグマ用の箱罠を設置し、捕獲活動を推進している。・エゾシカ用くくりわなやキツネ、アライグマ、タヌキ用の箱罠の貸出を行い、捕獲活動を推進している。・I C T 機器を活用した大型囲い罠を設置し、エゾシカの誘引捕獲作業の省力化およびその捕獲効率の検証を目的とした実証実験を実施している。・アザラシ類の漁業被害防止に向け、網上げの時間帯を変更するなどの対策を講じている。	<ul style="list-style-type: none">・獵友会員の高齢化による会員の減少に伴い、現在の捕獲駆除体制を維持していくことが困難な状況が予想される。・キツネ、アライグマの目撃情報が増加しているため、重点的に捕獲活動を行う必要がある。・市街地周辺のカラス類の生息数が増加しているため、対策を講じる必要がある。・アザラシ類による漁業被害防止に向け、引き続き対策を講じる必要がある。
防 護 檻 の 設 置	<ul style="list-style-type: none">・侵入防止策を設置する農業者に対し、設置経費の一部を助成し	<ul style="list-style-type: none">・設置困難箇所が数か所に渡り、維持管理が困難である。

等に関する取組	ている。	
生息環境管理その他の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 猟友会とともにライトセンサスを実施している。 ・ 鳥獣による農業被害調査実施後、聞き取りを行い生息分布の把握を推進している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ライトセンサスでは確認できる範囲に限りがあるため、正確な分布を把握することが困難である。

(注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。

- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追払い活動等について記入する。
- 4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

(5) 今後の取組方針

町、農業関連団体、林業関連団体、漁業関連団体、獵友会の代表者で組織する有害鳥獣被害対策協議会により、有害鳥獣対策を推進する。具体的には、畠作物等への食害を未然に防止するため、各農村地区共同による電気牧柵の設置の他、従前どおり獵友会の協力を得た銃獵による有害鳥獣の捕獲を実施するとともに、ヒグマ、エゾシカ、キツネ、アライグマ、タヌキ等の捕獲に向けた罠の充実化、アザラシ類の被害抑制に向けた改良型定置網の導入検討、特別天然記念物であるタンチョウの被害防止に向けた花火等を使用した追い払いなど、農林漁業被害の防止に努める。また、獵友会員の高齢化、会員の減員による捕獲、駆除体制が将来維持できないことも考えられることから、若手獵友会員の育成や、狩猟免許取得に対する補助体制を充実させ、新規会員の増加を図る。その他、有害鳥獣被害対策協議会以外の関係団体とも連携を図りながら、対策の推進を図る。

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。

(ICT（情報通信技術）機器やGIS（地理情報システム）の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

対象鳥獣の捕獲にあたっては、北海道獵友会大樹支部の協力により実施している。また、町では鳥獣被害を防止するため、鳥獣被害対策実施隊員を同会員から選出し、巡回や追払い、捕獲業務を委嘱している。

有害鳥獣被害対策協議会内において、農林漁業被害情報などの共有化を図るとともに、円滑な捕獲、駆除体制を確立し、有害鳥獣被害対策を推進する。なお対策推進にあたり、効果的・効率的な捕獲のためライフル銃を使用する場合があり、町で定めた要件を満たした者のみ捕獲時にライフル銃を使用している。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。その際、特定ライフル銃と特定ライフル銃以外のライフル銃を区別する必要がある場合は、そのことが分かるよう記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和7年度	有害鳥獣	初心者獵銃等所持講習会、狩猟免許等のPR推進
令和8年度	全般	農林業被害状況報告の取りまとめ
令和9年度		有害鳥獣捕獲助成事業（捕獲駆除謝礼、ハンター保険助成等） 捕獲機材の購入（各年度、ヒグマ用箱罠：1基、キツネ用箱罠：2基） 電気牧柵購入費用の一部助成：各年度20機 一斉駆除の実施 ICT機器を活用した大型囲い罠による捕獲実証試験

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
本町西部には日高山脈が連なり、北部から東北部にかけては丘陵地となっており、ヒグマ、エゾシカ等有害対象鳥獣が数多く往来しており、生息状況を把握することが困難であるため、営農被害があった箇所を重点的に捕獲する。被害防止計画における捕獲計画数については、過去の捕獲頭数の実績とするが、各年度の捕獲計画数は農業被害の状況に応じて、協議会内の意見を踏まえ設定する。
ただし、ヒグマにあっては被害の未然防止対策を講じることを基本とするほか、出没状況に応じてハンターによる追い払いや捕獲活動を実施する。
タンチョウおよびアザラシ類については鳥獣保護法で規定する稀少鳥獣であるため捕獲計画数を定めず、被害防止を推進する。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
ヒグマ	40	40	40
エゾシカ	2200	2200	2200
キツネ	250	250	250
ハシボソカラス ハシブトカラス	1500	1500	1500
ドバト・キジバト	1200	1200	1200
アライグマ	300	300	300
タヌキ	150	150	150

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
ヒグマは目撃情報があり次第隨時、実施隊員の巡回、箱罠の設置及び猟銃による捕獲を実施する。エゾシカ及びハト類については、被害農家を中心にくくり罠及び猟銃による捕獲を行う。キツネ、カラス類、ハト類、アライグマ、タヌキについては、全町的に被害が寄せられていることから、被害のあった箇所を中心に猟銃及び箱罠による捕獲を行う。また、特別天然記念物であるタンチョウについては、捕獲することができないため、被害のある圃場において花火等による追い払いを行う。

(注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
捕獲にあたっては、遠い距離にいる有害鳥獣を仕留めることも必要であることから、ライフル銃の免許を取得している鳥獣被害対策実施隊員には、ライフル銃での捕獲を許可している。鳥獣被害実施隊の活動は4月1日から10月下旬までとして各隊員は大樹町内の担当地区を巡回して出没状況の確認や捕獲を行っている。

(注) 1 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフ

ル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、対象獣類、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

2 特定ライフル銃と特定ライフル銃以外のライフル銃を区別する必要がある場合は、そのことが分かるように記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
大樹町	エゾシカ・タヌキ

(注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第4条第3項）。

2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
ヒグマ、エゾシカ	電気牧柵 20機予定	電気牧柵 20機予定	電気牧柵 20機予定

(注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。

2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
ヒグマ、エゾシカ	電気牧柵の設置者に 対し草刈りや線のた るみの改善等の徹底 を呼び掛ける	電気牧柵の設置者に 対し草刈りや線のた るみの改善等の徹底 を呼び掛ける	電気牧柵の設置者に 対し草刈りや線のた るみの改善等の徹底 を呼び掛ける

(注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和7年度	ヒグマ	農畜産物残渣や生ゴミ等を誘引するおそれのある物の

～ 令和9年度		管理の徹底
	ヒグマ エゾシカ	各地区（農家）による電気牧柵の活用
	ヒグマ エゾシカ キツネ カラス類 ハト類 アライグマ タヌキ タンチョウ	有害鳥獣による農産物被害等の未然防止を図るため、 鳥獣被害対策実施隊員による有害鳥獣捕獲、追い払い の巡回業務を実施

(注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

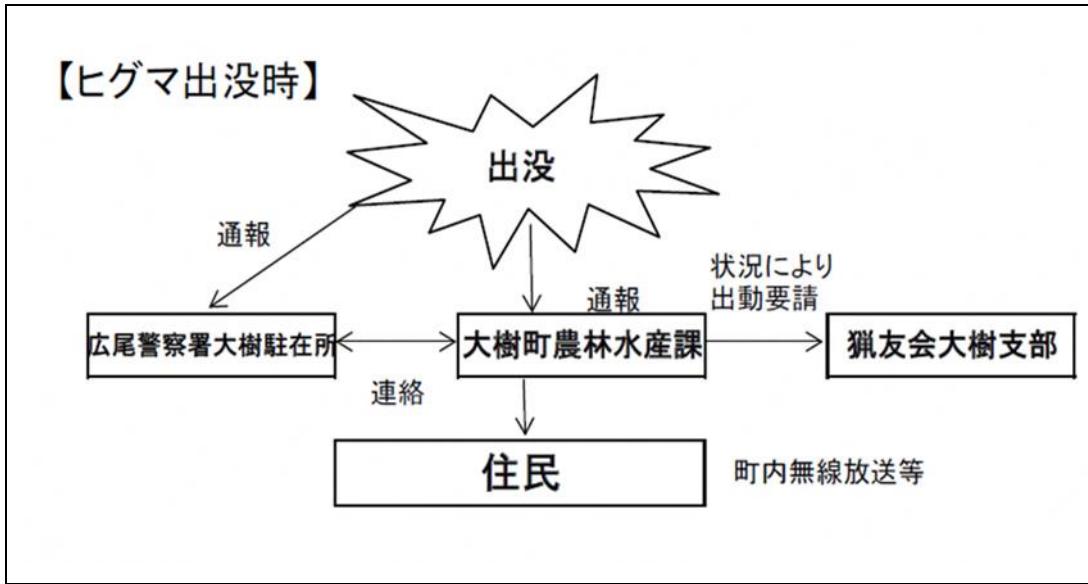
(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
大樹町役場農林水産課	現場確認、住民への広報、関係機関へ連絡
広尾警察署大樹駐在所	危険区域巡回、付近住民への広報
北海道猟友会大樹支部	有害鳥獣の捕獲

(注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。

- 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

有害鳥獣の捕獲処理にあたっては原則持ち帰りとし、持ち帰りが困難な場合には生態系に影響を及ぼさないよう適地において埋設処理を行う。学術研究などに用いる有害鳥獣にあっては、持ち帰ったうえで適切な処理を行う。不要な部位などは捕獲現場等において埋設処理を行うほか、少量の物については南十勝環境衛生センターにおいて焼却処理を行う。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	エゾシカの捕獲処理にあたっては食肉加工をするなど有効活用を行う。
----	----------------------------------

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	大樹町有害鳥獣被害対策協議会
構成機関の名称	役割
大樹町農業協同組合	有害鳥獣による営農被害の未然防止に向けた営農指導等、事業実施の推進
忠類農業協同組合	有害鳥獣による営農被害の未然防止に向けた営農指導等、事業実施の推進
十勝農業改良普及センター 十勝南部支所	被害作物の安定生産に向けた技術指導等
十勝西部森林管理署	有害鳥獣による国有林被害の未然防止に向けた管理業務と有害鳥獣駆除の協力等
十勝総合振興局森林室	有害鳥獣による道有林被害の未然防止に向けた管理業務と有害鳥獣駆除の協力等
南十勝森林組合	有害鳥獣による民有林被害の未然防止に向けた施業指導等
大樹漁業協同組合	有害鳥獣による漁業被害の軽減に向けた対策等の実施、被害の把握
北海道猟友会大樹支部	有害鳥獣捕獲等
大樹町	有害鳥獣による農林漁業被害の未然防止に向けた業務並びに各種事業の取組、各関係機関との調整等

- (注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
十勝総合振興局環境生活課	有害鳥獣捕獲許可等
十勝総合振興局水産課	海獣被害に対する検討及び推進等

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

鳥獣被害対策実施隊を設置し、隊員は鳥獣による農林水産業に係る被害の防止のための特別措置に関する法律第9条第3項に規定する者とする。なお、本実施隊は対象鳥獣の捕獲に係る業務を行い、本町の被害防止計画に基づく被害防止施策を適切に遂行するものとする。

- (注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定期等について記入する。
- 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

有害鳥獣による農林漁業被害においては、農業者、漁業者ならびに森林所有者自らが被害防止の対策を図ることが重要であるため、大樹町有害鳥獣被害対策協議会では、協議会内での検討及び関係機関による農業者、漁業者並びに森林所有者への指導、広報活動等による対策を講ずることとする。

- (注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。）について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

捕獲機材（罠）の有効利用を図るため、適正な維持管理を行う。

- (注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。